

令和8年6月 30 日

令和8年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和8年度国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所における令和7年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は177件、契約金額は約25億円である。また、競争性のある契約は138件(78.0%)、約22億円(88.0%)、競争性のない契約は39件(22.0%)、約3億円(12.0%)となっている。

令和7年度においては、会計事務取扱要領の改正によって少額随意契約が可能な基準額を引き上げており、一般競争入札においては、件数が72件(36.0%)、金額が約3億円(13.0%)減少した。

表1 令和7年度の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

		令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性の ある契約	一般競争入札	83.0%	76.7%	72.3%	80.0%	-36.0%	-13.0%
		200	23	128	20	-72	-3
	企画競争・公募	1.7%	0.0%	5.6%	8.0%	150.0%	
		4	0	10	2	6	2
	計	84.6%	76.7%	78.0%	88.0%	-32.4%	-4.3%
		204	23	138	22	-66	-1
競争性のない随意契約		15.4%	23.3%	22.0%	12.0%	5.4%	-57.1%
		37	7	39	3	2	-4
合計		100%	100%	100%	100%	-26.6%	-16.7%
		241	30	177	25	-64	-5

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

- (2) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所における令和7年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は90件(65.2%)、契約金額は約11億円(50.0%)である。

令和7年度においては、会計事務取扱要領の改正によって少額随意契約が可能な基準額を引き上げており、競争契約を行った件数が減少した。

また、前年度と比較して、工事や修繕関係等で立地条件や資格が限定される案件が比較的少なく、結果として一者応札の割合が低くなった。

表2 令和7年度の国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の一者応札・応募状況
(単位:件、億円)

	令和6年度		令和7年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	(27.5%)	(17.4%)	(34.8%)	(50.0%)	(△14.3%)	(175.0%)
	56	4	48	11	△8	7
1者	(72.5%)	(87.0%)	(65.2%)	(50.0%)	(△39.2%)	(△45.0%)
	148	20	90	11	△58	△9
合計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(△32.4%)	(△4.3%)
	204	23	138	22	△66	△1

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、令和7年度の対令和6年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札調達の改善に努めることとする。

調達について、一者応札を解消するため、令和8年度においては、以下の①～④の取組を実施することで、適正な調達を目指す。

- ① 入札参加業者に対してアンケートの協力を仰ぎ、入札参加の障害になっている要件を把握し、仕様書等の改善に努める。
- ② 入札公告日から開札日、契約日から業務開始日まで十分な準備期間をとり、業者の参加が容易になるように努める。
- ③ 入札公告は全て研究所ホームページに掲載し研究所内にも掲示しているが、状況によっては、公告について情報提供を行い、幅広い周知に努める。
- ④ 業者が来所せずとも入札に参加できるように、仕様書や提出書類様式等の入札関係書類を入札公告と併せてホームページ上に公開することで、より開かれた競争環境となるように努める。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に契約監視委員会の審査を受け、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

① 予定価格が記載された書類管理の徹底

コピーは最小限にするとともに、コピー時やプリントアウト時に不特定多数の目に触れることのないように注意を徹底する。予定価格調書は鍵のかかった金庫に保管し情報漏洩防止に努める。

② 予定価格等を探ろうとする不正な働きかけへの厳正な対処

職員が業者等から、予定価格等を探ろうとする行為を受けた場合は、速やかに所属長に報告を徹底し、組織内での情報共有を図り、組織として対処する。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、理事長をチーム長とする支出点検プロジェクトチームにより調達等合理化に取り組むものとする。

チーム長 理事長

副チーム長 理事

チーム員 理事長特任補佐、総務部長、総務部総務課長、総務部筑波庶務課長、
総務部会計課長、戦略企画部戦略企画課長、総務部会計課課長補佐、総務部会計課経理係長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行い、その審議概要を公表する。また、契約締結後の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。